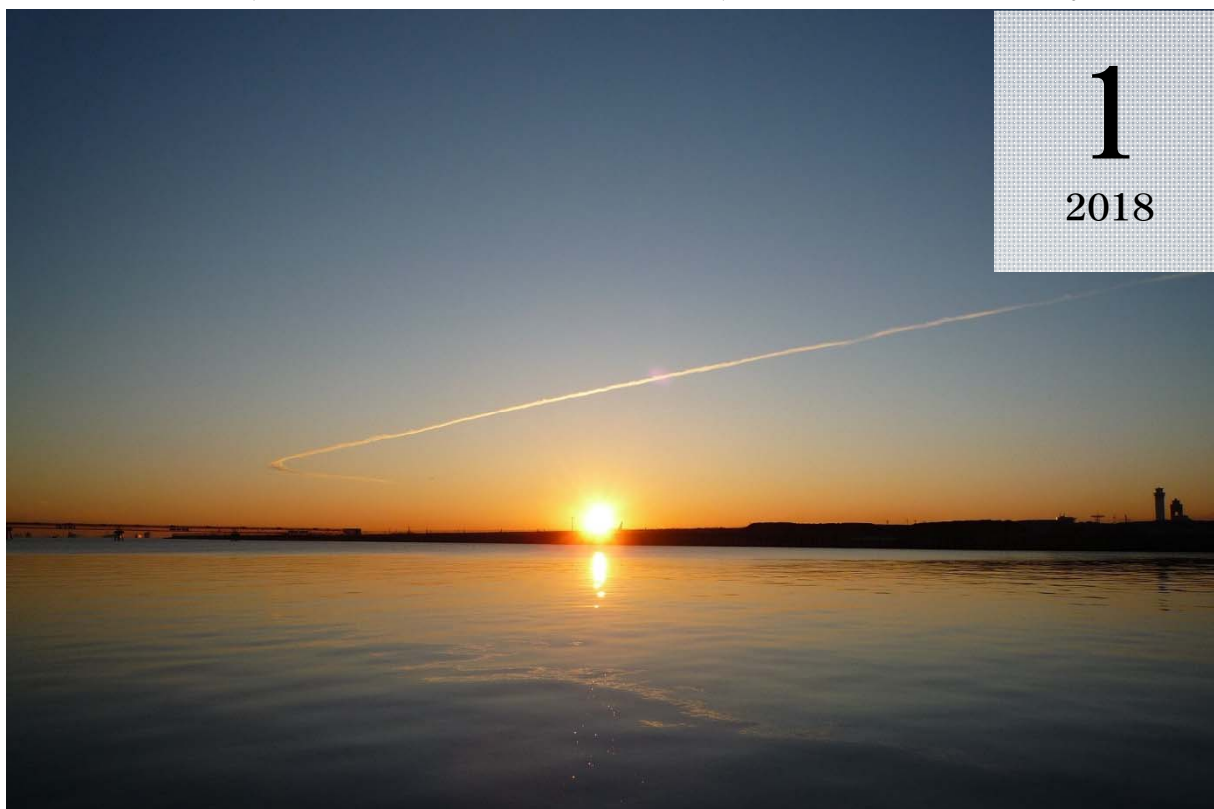


TFS国際税理士法人 News Letter

新年明けましておめでとうございます。本年も、何卒宜しくお願い申し上げます。当社は12月22日仕事納め、1月4日仕事始めとさせていただきました。税理士法人形式で経営する会計事務所の中では、最も長い年末年始休暇を頂戴している事務所だと思います！当社は女性社員も多く、自宅で大切な方に年賀状を書いて、おせち料理を作りながら、家族との時間を大切に、心のゆとりをもって親の介護を…一年間、一生懸命に頑張ってくれた社員さんへの、経営者としてできる ” せめてもの感謝 ” のしるし…そんな気持ちからです。ご理解賜りました、顧問先様はじめ皆様方のご厚情に、心より感謝申し上げます。



JSKグループ (税理士・会計士・社労士・行政書士)

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル5階
TEL : 03-3225-6400 FAX : 03-3225-6405
MAIL : info@tfsnavi.com



1月から給与の源泉徴収が変わる！ 扶養親族等の数の改正

平成30年1月改正の配偶者控除や配偶者特別控除に伴い、給与について源泉徴収をする際に考慮する「扶養親族等の数」の対象となる配偶者の範囲が変わります。そしてこの変更により、平成30年分の扶養控除等申告書（以下、マル扶）の記載項目も変わりました。今回は30年分のマル扶から、改めて「扶養親族等の数」の数を確認しましょう。

扶養親族等の数

給与を支給する際に源泉所得税を徴収します。例えばマル扶の提出を受けている者であれば、源泉所得税は『給与所得の源泉徴収税額表』の“甲”欄を用いて算定します（次ページ【参考1】）。具体的には、〔その月の社会保険料等控除後の給与等の金額〕をもとに、「扶養親族等の数」に応じて税額を求めます。つまり、税額算定には「扶養親族等の数」が必要となります。

この「扶養親族等の数」は、30年1月以後の給与支給分から下表のとおりとなりました。

この数の算定に当たって、これまでとの違いは①の配偶者の対象範囲のみです。

対象となる配偶者の要件

これまで数に含める配偶者の要件は、『配偶者の合計所得金額が38万円以下』のみでした。これが次になりました。

源泉控除対象配偶者：以下の全てを満たす者

- ・配偶者の合計所得金額が85万円以下
- ・所得者本人の合計所得金額が900万円以下

ちなみに、④の“同一生計配偶者”は名称が変更されましたが、要件は変わらず『配偶者の合計所得金額が38万円以下』のみです。

扶養親族等の数の求め方

「扶養親族等の数」は、提出を受けたマル扶から求めます。実際にどこを見て算定するのか、次ページに図解を示しました。実務の参考になさってください。

扶養親族等の数：次の①から④の合計

- ①源泉控除対象配偶者に該当・・・1人加算
- ②控除対象扶養親族に該当・・・1人加算
- ③所得者本人が次に該当すること・・・1人加算
 - ・障害者（特別障害者を含む）
 - ・寡夫又は寡婦（特別の寡婦を含む）
 - ・勤労学生
- ④所得者本人の同一生計配偶者又は扶養親族のうち、次のいずれかに該当すること・・・1人加算
 - ・障害者（特別障害者を含む）
 - ・同居特別障害者

配偶者：以下の全てを満たす者

- 1.婚姻届が提出・受理されている民法上の配偶者
- 2.所得者本人と生計が一緒
- 3.青色事業専従者としてその年中に給与の支払を一度も受けていない又は白色事業専従者でない

扶養親族：以下の全てを満たす者

- 1.所得者本人と生計が一緒
- 2.合計所得金額が38万円以下

控除対象扶養親族：以下の全てを満たす者

- 1.上記扶養親族に該当
- 2.その年の12月31日現在16歳以上

【参考1】平成30年分 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）（一部抜粋）

給与所得の源泉徴収税額表（平成30年分）										
（一）月 額 表（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第一（平成29年3月31日財務省告示第95号改正））										
その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲 扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人 1 人 2 人 3 人 4 人 5 人 6 人 7 人								
		税 額								
以 上	未 満	円	円	円	円	円	円	円	円	円
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	0
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	0
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	0
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	0
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	0
93,000	94,000	390	0	0	0	0	0	0	0	0

国税庁HP「平成30年分 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」より

【参考2】マル扶からの「扶養親族等の数」の求め方

区 分 等	(フリガナ) 氏 名	個 人 番 号	老人扶養親族 (昭24.1.1以前生)	平成30年中の 所得の見積額
		あなたとの続柄	特定扶養親族 (平8.1.2生～12.1.1生) <td>非居住者 である親族</td>	非居住者 である親族
A 源泉控除 対象配偶者 (注1)	マイ サトコ 米 井 聡子			400,000 円
B 控除対象 扶養親族 (16歳以上) (平15.1.1以前生)	マイ キョウヘイ 1 米 井 京 平	子	☒ 特定扶養親族	
	マイ カリン 2 米 井 花 梨		☒ 特定扶養親族	
	3		☐ 同居老親等 ☐ その他	
	4		☐ 特定扶養親族 ☐ 同居老親等 ☐ その他	
C 障害者、寡婦、 寡夫又は 勤労学生	☒ 障害者	区分 該当者 本人 同一生計 配偶者(注2) 扶養親族	☐ 寡 婦 ☐ 特別の寡婦 ☐ 寡 夫 ☒ 勤労学生	

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

ここに記載がある＝加算
記載例の場合…1人加算

ここに記載がある＝加算
記載例の場合…2人加算

ここに✓が入っている＝✓の数を加算
注意：
・扶養親族の列は“(人)”の人数分を加算
・同居特別障害者は、更に1人加算
記載例の場合…2人加算（同居特別障害者が1人いるため）

記載例の場合：
「扶養親族等の数」
＝5人



労働基準監督署が担う役割とは



近年、労働基準監督署による監督指導に対する企業の関心が高まっています。そこで今回は、労働基準監督署が担っている役割と、実際の監督指導がどのように行われるのかについて、ご紹介します。

労働基準監督署内の組織

労働基準監督署内の組織は、その署の規模により違いはあるものの、以下の4つの課から構成されています。

①監督課

労働基準法等の関係法令に関する各種届出の受付や、相談対応、監督指導を行う。

②安全衛生課

機械や設備の設置に係る届出の審査や、職場の安全や健康の確保に関する技術的な指導を行う。

③労災課

業務上、通勤途上における負傷等に対する労災保険給付等を行う。

④業務課

会計処理等を行う。

ここ数年は、未払い残業や過重労働の問題が社会的に大きな関心を呼んでいることから、4つのうちでも特に①の監督課の業務に注目が集まっています。

労働基準監督署の臨検監督

労働基準法等の法令に基づいて、定期的にあるいは働く人からの申告等をきっかけとして、労働基準監督署が事業場に立ち入り、機械・設備や各種帳簿等を調査し、労働者の労

働条件について確認を行うことを「臨検監督」と呼んでいます。これにより、法令違反が認められた場合には、事業主等に対し是正の指導が行われます。また、危険性の高い機械・設備等について、その場で使用停止等を命ずる行政処分が行われることもあります。是正の指導が行われたときには、それを是正した上で報告を行わなければなりません。

平成27年中の定期監督等と違反率

厚生労働省の「平成27年 労働基準監督年報」(※)によると、27年中に毎月一定の計画に基づいて実施する監督が主となる定期監督等を実施した事業場数は133,116件あり、このうち、何らかの法令違反があった事業場は92,034件で、違反率は69.1%となっています。違反率の高い順番は、労働時間に関するもの、安全基準、健康診断となっています。

定期監督等のほか、労働者等からの申告に基づいて実施される申告監督は同年中に22,312件ありました。

労働者の労働環境への意識はますます高まっています。企業も法令遵守の意識を高め、法令改正への対応等への取組を進めていくことが求められています。

(※) 29年11月時点で最新の結果です。

臨検監督は、原則、予告することなく実施されるため、労働基準監督官が突然、事業場に訪れます。事業主や担当者が不在のために、後日、日程調整を行うことになる場合もありますが、いつ臨検監督が行われても問題がないように、日ごろからの労務管理が重要です。



中小企業の賃金引上げ割合は66.1%に上昇



平成29年10月に経済産業省から、中小企業・小規模事業者（以下、中小企業）の賃金引上げ等に関する調査結果（※）が発表されました。ここではその結果から、賃金の引上げ状況や引上げ率をみていきます。

29年度の賃金引上げ状況

上記資料によると、29年度に正社員の1人当たり平均賃金の引上げを実施した（予定を含む、以下同じ）中小企業の割合は66.1%で、28年度の59.0%よりも上昇しました。賃金引上げの方法（複数回答）は、月給の引上げが92.0%、賞与・一時金の増額が24.9%、その他が2.9%で、賞与の増額を実施した割合は、高いことがわかります。

なお、非正規雇用労働者の賃金引上げを実施した割合は36.5%で、28年度の32.9%を上回りました。

年収換算の賃金引上げ率は2.3%

同資料から、正社員の1人当たり平均賃金を上げた中小企業の、年収換算の賃金引上げ率をまとめると、表1のとおりです。

【表1】平均賃金の引上げを実施した企業の引上げ率（年収換算、%）

	1～20人 (969)	21～100人 (1,895)	100人超 (1,719)
1%未満	16.9	15.1	14.2
1～2%未満	31.2	38.1	42.4
2～3%未満	22.3	25.5	28.0
3～4%未満	11.2	10.4	7.3
4～5%未満	3.6	3.7	3.2
5%以上	14.8	7.1	4.8

経済産業省「中小企業の雇用状況に関する調査集計結果」より作成

全ての従業員規模で、引上げ率1～2%未満の割合が最も高くなりました。次いで2～3%未満、1%未満の引上げ率が高い状況です。引上げ率5%以上の割合は、1～20人規模が14.8%と最も高くなりました。

なお、全体の平均は2.3%となっています。

月給の引上げ率は2.1%

賃金引上げ方法の中で最も実施割合が高い、月給の引上げを行った中小企業の引上げ率は、平均で2.1%となりました。従業員規模別の引上げ率をまとめると、表2のとおりです。

【表2】月給の引上げを実施した企業の引上げ率（%）

	1～20人 (969)	21～100人 (1,895)	100人超 (1,719)
1%未満	16.9	15.7	14.3
1～2%未満	31.4	41.2	46.0
2～3%未満	23.4	26.3	29.3
3～4%未満	11.4	9.3	5.7
4～5%未満	5.1	3.2	2.1
5%以上	11.9	4.3	2.5

経済産業省「中小企業の雇用状況に関する調査集計結果」より作成

年収換算と同様に、いずれの規模も引上げ率1～2%未満の割合が最も高くなりました。引上げ率5%以上の割合についても、1～20人規模の割合が最も高くなっています。

30年以降も賃上げを続ける中小企業は少ないと思われますが、業績等とのバランスを考えて実施することが重要なというまでもありません。

（※）経済産業省「中小企業の雇用状況に関する調査集計結果」

平成29年6月に中小企業・小規模事業者3万社に調査票を送り、8月8日までに提出のあった8,310社の状況について集計した結果です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。表中の（）内の数字は回答数になります。

<http://www.meti.go.jp/press/2017/10/20171023002/20171023002.html>



企業が考えるAIの影響と活用目的



様々な分野でAI（人工知能）への期待が高まる中、企業はAIの普及が自社の経営にどのような影響があると考えているのでしょうか。ここでは、総務省の情報通信白書（※）から、企業のAIに対する考えなどをみていきます。

AIはどんな影響を与えるか

AIが自社の事業にもたらす影響についてまとめると、表1のとおりです。

【表1】AIの普及が自社の事業にもたらす影響（％）

	300人以下 (2,770)	301人以上 (254)
良い影響がある	5.9	15.0
どちらかと言えば良い影響がある	16.6	34.6
どちらともいえない	72.4	48.8
どちらかと言えば悪い影響がある	2.8	1.6
悪い影響がある	2.2	0.0

総務省「平成29年版情報通信白書」より作成

悪い影響がある（どちらかと言えばを含む）と考えている企業は300人以下で5.0%、301人以上で1.6%と少なくなっています。ただし、良い影響がある（どちらかと言えばを含む）と考えている企業が多いわけではありません。300人以下の企業では72.4%が、301人以上の企業でも48.8%が、どちらともいえないと回答しています。

比較的規模が大きい企業の方が、まだ自社の事業に対するAIのもたらす影響について、具体的に検討されていないところが少なくないように思われます。

関心のあるAIの活用目的

次に企業が関心のあるAIの活用目的をまとめると、表2のとおりです。

【表2】関心のあるAIの活用目的（複数回答、％）

	300人以下 (2,770)	301人以上 (254)
業務効率・生産性の向上	43.1	64.1
省力化、無人化の実現	28.5	53.2
不足している労働力の補完	27.8	31.6
事故・故障等の予防、安全性の向上	21.8	35.4
既存の商品・サービスの高度化	12.1	23.2
新しい価値をもった商品・サービスの新規創出	11.5	17.7
研究、開発、設計等の効率化、高度化	10.9	18.1
人員や機械、設備等の最適配置の実現	13.9	26.2
計画等立案の高速化、精緻化	8.1	23.6
その他	13.3	4.2

総務省「平成29年版情報通信白書」より作成

300人以下、301人以上共に、業務効率・生産性の向上の割合が最も高く、次いで省力化、無人化の実現となりました。現状の人材不足への対応や、将来的な労働人口減少への対応を考えてのことと思われます。また、300人以下では不足している労働力の補完が27.8%で3番目に高く、人手不足への対応の必要性が高いことがうかがえます。なお、301人以上では、事故・故障等の予防、安全性の向上が3番目に高くなっています。

平成30年もAIは更なる進化を続け、より企業の実務にも関わりが強くなってくることでしょう。新年を迎えるこの時期、来期の計画を策定する企業も多いことでしょう。自社とAIの関係についても、検討されてはいかがでしょうか。

（※）総務省「平成29年版情報通信白書」

平成29年7月に発表された白書です。ここで紹介したデータは同白書188ページ掲載の「ICT活用と社会的課題解決に関する調査研究（情報通信の利用に関するアンケート調査）」によるものです。この調査は20人以下から2,000人以上規模の企業が対象となっています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。なお表中の（ ）内の数字は回答数です。
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/h29.html>

仕事は始めが肝心です。取引先の仕事開始日を踏まえて、新年の挨拶回り等を滞りなく実施すると、気持ちよいスタートがきれるでしょう。

2018年1月

お仕事備忘録

1. 平成30年1月から配偶者控除及び

配偶者特別控除の取り扱いが変わります

2. 平成30年1月1日から改正職業安定法が施行

3. 還付申告（所得税の確定申告）の受付開始

4. 固定資産税の償却資産に関する申告

5. 個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）

6. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

7. 各種法定調書の提出

1. 平成30年1月から配偶者控除及び配偶者特別控除の取り扱いが変わります

平成29年度税制改正により、平成30年1月から、配偶者控除及び配偶者特別控除の対象者や控除額、源泉徴収における扶養親族等のカウント方法が変更されます。また、これらの変更に伴い、給与所得者の扶養控除等申告書の様式が変更されています。

2. 平成30年1月1日から改正職業安定法が施行

労働者の募集を行う際に、試用期間や固定残業代などの労働条件の明示をこれまでよりも詳細に行うよう、指針の見直しが行われています。

3. 還付申告（所得税の確定申告）の受付開始

所得税の還付を受けるための確定申告書は、1月1日から提出することができます。早く申告を行えば、早く還付が受けられます。

4. 固定資産税の償却資産に関する申告

今年の1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市区町村へ申告します。納付税額は、市区町村から土地・建物等の固定資産税と同様に、後日通知されます。

5. 個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）

第4期分の個人の都道府県民税と市町村民税の納付月です。納付期限は、市町村の条例で定める日です。資金繰りも考慮した上で、納付もれがないようにしましょう。

6. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

本年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が済んでいるか、今一度確認しましょう。回収期限は、本年最初の給与支払日の前日です。個人番号記載に係る本人確認や、必要事項の記載もれがないかどうかの確認をしましょう。特に30年分から配偶者の記載対象者が変更されているため、要注意です。

また、昨年の給与に係る源泉徴収票は、年末調整の対象者が否かに限らず全ての給与受給者に交付しましょう。

7. 各種法定調書の提出

毎年1月は各種法定調書の提出月です。法定調書には、源泉徴収票、報酬等の支払調書、給与支払報告書などがあります。各調書には税務署や市区町村への提出の要件が定められています。税務署から送付される説明書等を確認の上、提出しましょう。



2018.1

新年を迎え、気持ちも新たに仕事をスタートさせましょう。新年早々やるべきことがたくさんあります。もれのないように計画的に業務を進めましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	月	先勝	元日 ●還付申告（所得税の確定申告）の受付開始（～3月15日）
2	火	友引	
3	水	先負	
4	木	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払（11月分）
5	金	大安	小寒
6	土	赤口	
7	日	先勝	
8	月	友引	成人の日
9	火	先負	
10	水	仏滅	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（12月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	木	大安	
12	金	赤口	
13	土	先勝	
14	日	友引	
15	月	先負	
16	火	仏滅	
17	水	赤口	
18	木	先勝	
19	金	友引	
20	土	先負	大寒
21	日	仏滅	
22	月	大安	●源泉所得税の納期限の特例納付（前年7～12月分）
23	火	赤口	
24	水	先勝	
25	木	友引	
26	金	先負	
27	土	仏滅	
28	日	大安	
29	月	赤口	
30	火	先勝	
31	水	友引	●健康保険・厚生年金保険料の支払（12月分） ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第3期分）※口座振替を利用しない場合 ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[10～12月]について報告） ●個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）※市町村の条例で定める日まで ●税務署へ法定調書の提出 ●市区町村への給与支払報告書の提出 ●固定資産税の償却資産に関する申告 ●給与所得者の扶養控除等申告書の回収 ※最初の給与支払日の前日まで ●源泉徴収票の交付